

衆議院内閣委員会ニュース

【第 204 回国会】令和 3 年 3 月 24 日（水）、第 12 回の委員会が開かれました。

- 1 ①デジタル社会形成基本法案（内閣提出第 26 号）
 - ②デジタル庁設置法案（内閣提出第 27 号）
 - ③デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第 28 号）
 - ④公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案（内閣提出第 29 号）
 - ⑤預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案（内閣提出第 30 号）
- ・平井国務大臣、熊田総務副大臣、新谷総務副大臣、山本厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。
 - （質疑者）平将明君（自民）、塩川鉄也君（共産）、足立康史君（維新）、岸本周平君（国民）、中谷一馬君（立民）、本多平直君（立民）

（質疑者及び主な質疑事項）

平将明君（自民）

- （1） 国外転出者がマイナンバーカードの再発行や電子証明書の更新を在外公館で行うことができる仕組の進捗状況
- （2） LINE 株式会社の個人情報管理不備問題
 - ア 個人情報保護、サイバーセキュリティ、ガバナンス及び経済安全保障の観点からの個人情報保護委員会の認識
 - イ サイバーセキュリティの観点から NISC（内閣サイバーセキュリティセンター）の認識
 - ウ ガバナンスの観点から総務省の認識
 - エ 平井国務大臣の認識
- （3） 政府の IT 調達に当たって、日本版 S B I R 制度（国が中小企業等に対して研究開発補助金を支給し、その成果の事業化を支援する制度）を活用して中小企業等を支援する必要性

塩川鉄也君（共産）

- （1） マイナンバー制度
 - ア 同制度の意義にある納税改革には企業の納税の観点が欠落しているのではないかとの意見に対する見解
 - イ 同制度が消費税増税を前提とした制度であるかの確認
 - ウ 同制度では公平公正な負担と給付が行われる社会は実現されないとの指摘に対する平井国務大臣の見解
- （2） デジタル庁の権限及び機能
 - ア 復興庁と同様の強い権限を持つとされるデジタル庁の権限及び他府省の権限との違い
 - イ デジタル庁と復興庁のマネジメント機能に係る違い
 - ウ デジタル庁が作成するデジタル社会の形成に関する重点計画は、地方自治体の情報システムへ強く影響を与えることの確認
 - エ デジタル庁の予算を通じた統括監理の権限により、地方自治体への関与が可能となる事項
 - オ デジタル庁の勧告権が地方自治体に及ぶか否かの確認
 - カ 重点計画、統括監理及び勧告権でデジタル庁が地方自治体に介入し地方自治を侵害する仕組みにならないかとの指摘に対する平井国務大臣の見解

足立康史君（維新）

- (1) デジタル社会形成基本法案に公正公平な社会という概念を盛り込む必要性
- (2) 適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）における登録番号
 - ア 既存のマイナンバー及び法人番号の存在にかかわらず新たに登録番号が必要となる理由
 - イ 登録番号は、国民が必要と判断すれば割り振られるかどうかの確認

岸本周平君（国民）

- (1) デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案の中で、いわゆる対面原則を改善する事項の有無
- (2) エンジニアの高度人材が逼迫する中、デジタル庁に100人規模の民間人材を確保する方法

中谷一馬君（立民）

- (1) 熊田総務副大臣の元事務所関係者の逮捕事案
 - ア 持続化給付金をだまし取った疑いで逮捕されたことに対する熊田総務副大臣の所感
 - イ 逮捕された者が自民党の立場を語っていることに対する熊田総務副大臣の所感
 - ウ 熊田総務副大臣自身の責任の取り方
- (2) LINE株式会社の個人情報管理不備問題
 - ア 本人確認情報に関する問題は起こっていないかの確認
 - イ LINE株式会社が、本人確認情報を国内のサーバーで保存していることについての認識の有無
 - ウ LINEを活用した新型コロナウイルスワクチン接種予約システムを利用する地方自治体数
 - エ ウの地方自治体数に関する情報を政府がいつまでに収集するかの確認
 - オ 本件事案が新型コロナウイルスワクチン接種のスケジュールに与える影響
 - カ 政府において個人情報及びデータに関する新たなガイドラインを取りまとめる必要性
- (3) 新型コロナウイルスワクチンシステム
 - ア ワクチンに関する各システムを医療機関がアクセスしやすいようにID等を統合して連動した仕組みにする必要性
 - イ アの統合はいつまでに行うかの確認
- (4) 今後のデータ流通の促進のため、国際標準化機構で定められた国際規格との整合性を意識し、データの利活用を目指す必要性

本多平直君（立民）

- (1) デジタル監視社会への危惧
 - ア デジタル監視社会への危惧についての平井国務大臣の見解
 - イ 警察庁が保有する顔写真データの扱い
 - ウ イのデータの件数
 - エ 誤認逮捕の場合、不起訴の場合及び無罪判決確定の各場合においてデータが消去されないことの妥当性
 - オ イのデータについて、無罪判決が確定した場合もデータが消去されないことに対する平井国務大臣の見解
 - カ 今回の法改正後、個人情報保護委員会が行政機関に対する勧告権を発するなどして積極的に取り

組む必要性

(2) LINE株式会社の個人情報管理不備問題

ア 昨23日のLINE株式会社から個人情報保護委員会への報告内容

イ LINE株式会社の中でこの問題を認識した時期

ウ アの報告を国会にも報告する必要性

エ LINE株式会社から総務省への報告が30日以内を予定している理由

オ エの報告を早急に行う必要性

(3) 「COCOA不具合調査・再発防止策検討チーム」の調査等の取りまとめの時期

(4) オリンピック・パラリンピック観客等向けアプリ（仮称）の開発費用34億円が高いとする意見に対する平井国務大臣の見解